

石岡市 成年後見 サポートセンター

活動内容のご案内



社会福祉法人
石岡市社会福祉協議会
〒315-0009
石岡市大砂10527-6
電話 0299-22-2411

成年後見制度とは

■**成年後見制度**とは、認知症、知的障がい、精神障がいや発達障がいなどによって、ものごとを判断する能力が十分でない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（後見人）を選び、本人を法律的に支援する制度です。この制度には、「法定後見」と「任意後見」の2つの仕組みがあります。

■**法定後見制度**とは、本人の判断する能力が不十分となった後、親族等が家庭裁判所へ申立てを行い、後見人选んでもらう制度です。本人の能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型が用意されています。後見人には、本人の生活、財産の管理に関する事務を行うにあたって、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態、生活状況に配慮することが求められています。

■**任意後見制度**とは、契約による制度です。本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に本人に代わってしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。この契約は、公証人が作成する公正証書によって結ぶものとされています。

ご利用案内

啓発・相談活動

- 電話や事務所内での相談

時間／月曜日～金曜日

8時30分～17時15分

(休日：土・日曜日、祝日

および12月29日～1月3日)

成年後見制度の内容・利用方法や手続きなどについてわかりやすくお伝えします。

- 法律専門家による相談

毎月第3木曜日13時30分～16時まで行っています。（事前予約が必要です）

- 出前講座や相談

会合等に出向いて、成年後見制度についてわかりやすくお話し、ご相談もお受けします。

- 研修会等

成年後見制度について研修会を開催します。

認知症や知的障がいなどがあるあっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けたい。

そのような思いを支える成年後見制度が、本人にとって「利用しやすく、利用してよかったです」と

実感してもらえるよう地域の関係機関が連携・協力して、利用を促進し運用の改善を図ります。



◎ 3つの目標

1 問題・異変の早期発見

高齢者や障がい者の生活を見守る地域ネットワークつくり、問題・異変の早期発見に努めます。

2 身上保護の重視

本人の財産管理とともに、身上保護を重視し、本人が生活を楽しみ、心豊かな生活を送られるように支援について追求し、共有化に努めます。

3 意思決定支援の重視

本人を代理するような場合でも、できる限り本人の意思を尊重し、本人の意思が自らの生活に反映される意思決定支援を大切にします。

◎ 3つの活動

1 制度の普及・啓発のために

・市民や専門職向けの講習会や出前講座を開催するほか、パンフレットやホームページを活用し情報発信を行います。

2 制度の利用をお考え方の方のために

・制度の内容や利用について電話や来所での相談をお受けします。自宅、施設等を訪問して相談を行います。

3 制度の利用手続き

・家庭裁判所に申立てする書類の記載や内容の確認等の相談・支援を行います。